

【参考】【中津川市個人情報保護条例】（抜すい）

（定義）

第2条 この条例（第2号については、第4号から第6号までを除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会をいう。

（目的外利用及び外部提供の制限）

第7条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、個人情報取扱事務の目的達成に必要な範囲を超えて保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）の利用（以下「目的外利用」という。）又は実施機関以外のものへ保有個人情報の提供（以下「外部提供」という。）を行ってはならない。

（1） ～ （3）略

（4） 前3号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めた場合

- 2 実施機関は、前項各号のいずれかに該当する場合で、保有個人情報の目的外利用又は外部提供をすることにより、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認めるときは、目的外利用又は外部提供をしてはならない。
- 3 実施機関は、第1項第3号又は第4号の規定により目的外利用又は外部提供をした場合で、特に必要があると認めるときは、当該本人にその旨を通知するものとする。
- 4 目的外利用又は外部提供について、他の実施機関があらかじめ本人の同意を得ているときは、当該目的外利用又は当該外部提供を行おうとする実施機関がその同意を得たものとみなす。
- 5 実施機関は、外部提供をする場合においては、提供を受ける者に対して当該個人情報の使用目的及び使用方法について制限を課し、並びにその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう指導しなければならない。

# 住民税非課税世帯等に 生活応援のための商品券を給付します



新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、原油価格・物価高騰に直面する住民税非課税世帯と家計急変世帯を支援するため生活応援商品券を給付します。

## 対象世帯

基準日（令和4年9月1日）時点で中津川市に住民登録があり、次のいずれかに該当する世帯

### 住民税非課税世帯

世帯員全員の令和4年度住民税均等割が非課税である世帯

### 家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和4年1月以降の収入が「住民税非課税相当」の収入以下となった世帯

## 給付額

1世帯あたり**20,000円分**の「生活応援商品券」引換券を支給します。

引換期間：令和4年10月29日（土） ～ 令和4年11月30日（水）

使用期間：令和4年10月29日（土） ～ 令和5年 1月15日（日）

## 給付までの流れ（申請が不要な世帯）

### ● 令和4年度住民税均等割が非課税の世帯

(1) **世帯の全ての方**が、令和4年1月1日以前から中津川市にお住いの場合

- ① 市が該当世帯を抽出し、生活応援商品券給付対象世帯に事前案内を郵送します。（9月中旬）
- ② 後日、生活応援商品券引換券ハガキを郵送します。（10月中旬以降）
- ③ 引換券ハガキは、一般市民向けに実施する市民生活応援プレミアム付商品券販売所で**無料で中津川市プレミアム付商品券と交換**できます。

【ご注意】 税の申告が行われてないと非課税世帯か判断できない場合があります。

## 給付までの流れ（申請が必要な世帯）

### ● 令和4年1月2日から基準日までに転入された令和4年度住民税均等割が非課税の世帯

#### (1) 1月2日から6月1日までに転入された非課税世帯

- ① 郵送した「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書」をご確認ください。
- ② 臨時特別給付金の申請書が提出された際に、商品券交付対象世帯が同時に審査します。
- ③ 要件を満たしていれば、引換券ハガキを郵送します。

#### (2) 6月2日から9月1日までに転入された非課税世帯

- ① 「生活応援商品券給付申請書（転入世帯用）」により申請が必要です。
- ② 申請後、商品券交付対象世帯に該当するか審査をします。
- ③ 要件を満たしていれば、引換券ハガキを郵送します。

### ● 家計急変世帯

#### (1) 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員の令和4年1月以降の任意の1カ月の収入額が住民税非課税相当となった世帯

- ① 「生活応援商品券給付申請書（家計急変世帯用）」により申請が必要です。
- ② 申請後、商品券交付対象世帯に該当するか審査をします。
- ③ 要件を満たしていれば、引換券ハガキを郵送します。

申請期限 令和4年9月1日から10月31日まで

申請方法 申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて特別定額給付金室へ提出

※生活応援商品券給付申請書は、市ホームページ、定額給付金室窓口で入手できます。また、電話で申請書を請求することも可能です。

### お問い合わせ

〒508-8501 中津川市かやの木町2番1号  
中津川市役所 市民福祉部 社会福祉課 特別定額給付金室

TEL.0573-66-1111 (内線 446・447)